

令和2年松前町条例第2号

松前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月18日

松前町長 岡本 靖

松前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

松前町固定資産評価審査委員会条例（昭和54年松前町条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 省略</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。